

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">輸出申告書（C-5010）</p> <p>（省略）</p> <p><申告書上段の記載要領> （省略） 「<u>蔵置場所</u>」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所又は輸出の許可を受けるために輸出貨物を搬入する予定の場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、<u>関税法基本通達67の3-1-9(2)</u>の規定により、当該保税地域を付記する。 （省略）</p> <p><申告書中段の記載要領> （省略） 「<u>統計品目番号</u>」欄の白抜き部分には、「輸出統計品目表」に定める<u>9桁</u>の数字符号を記載する。 なお、申告貨物が再輸出品の場合には、<u>9桁</u>の数字符号の末尾に統計基本通達25-8（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。 （省略）</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">輸出申告書（C-5010）</p> <p>（同左）</p> <p><申告書上段の記載要領> （同左） 「<u>蔵置場所</u>」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所又は輸出の許可を受けるために輸出貨物を搬入する予定の場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、<u>関税法基本通達67の3-1-7(2)</u>の規定により、当該保税地域を付記する。 （同左）</p> <p><申告書中段の記載要領> （同左） 「<u>統計品目番号</u>」欄の白抜き部分には、「輸出統計品目表」に定める<u>9けた</u>の数字符号を記載する。 なお、申告貨物が再輸出品の場合には、<u>9けた</u>の数字符号の末尾に統計基本通達25-7（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。 （同左）</p> <p>（同左）</p>